

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 民事再生法の法的整理に準じた私的整理について

##### 《内容》

顧問先のA社は、業務不振により再建計画を検討しています。このような企業再生において、民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理において債務免除が行われた場合には、期限切れ欠損金を青色欠損金等に優先して控除できることという措置が講じられていると聞いていますが、この制度の対象となる「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」とはどのようなものをいうのでしょうか。

### 『答』

国税庁からの文書回答により、「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」に準ずるものに該当するものとして、私的整理に関するガイドライン及び同Q&A、RCCが定める準則、中小企業再生支援協議会（中小企業庁）が定める準則、特定認証紛争解決手続及び機構が定める準則等が該当することが確認されています。

#### （解説）

- 1 平成17年度の税制改正において創設された企業再生税制においては、迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生法の法的整理に加え、これに準ずる一定の要件を満たす私的整理において債務免除等が行われた際、その債務者である法人について、(1)資産の評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入する措置（法25③、33④）と(2)上記(1)の適用を受ける場合に繰越欠損金額の損金算入について青色欠損金額等以外の欠損金額（債務免除益等の額に達するまでの金額に限ります。）を優先する措置（法59②）が講じられています。

この企業再生税制の適用対象となる「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」とは、次の要件を満たすものとされています（令24の2①、68の2①）。

- ① 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての準則（公正かつ適正なもので、特定の者が専ら利用するためのものでないもの）に従って再生計画が策定されていること。
- ② 公正な価額による資産評定が行われ、その資産評定に基づく実態貸借対照表が作成されていること。

③ 上記②の実態貸借対照表に基づく債務超過の状況等により債務免除等をする金額が定められていること。

④ 2以上の金融機関が債務免除等をする事が定められていること（政府関係金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）又は株式会社整理回収機構（以下「RCC」といいます。）は単独放棄でも可）。

2 なお、この再生計画は、上記①の準則に従って策定されたものであること並びに上記②及び③に掲げる要件に該当することにつき第三者機関等が確認する必要があるとされています（令24の2①一ロ、規8の6①）。この上記①の準則に従って策定されたものであることの具体的なものとしては、次のような機関等からの事前照会が行われ、これに対して国税庁から該当する旨の文書回答が行われています。

① 平成17年5月11日回答「私的整理に関するガイドライン及び同Q&Aに基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の債務者側の税務上の取扱いについて」

② 平成17年6月30日回答及び平成24年3月28日『『中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）』に従って策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」

③ 平成26年6月20日回答「『中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）』に従って策定された再生計画により債務免除等が行われた場合の税務上の取扱いについて」

④ 平成27年3月30日回答「『中小企業再生支援全国本部の支援により「中小企業再生支援スキーム」に従って策定された再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」

⑤ 平成17年8月26日回答及び平成23年9月29日「『RCC企業再生スキーム』に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の債務者側の税務上の取扱いについて」

⑥ 平成20年3月28日及び平成21年7月9日回答「特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」

⑦ 平成21年11月6日回答、平成25年6月25日回答及び平成26年6月26日回答「株式会社地域経済活性化支援機構（改組前は株式会社企業再生支援機構）が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。  
予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。